

議案第 33 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市健康増進計画推進委員会の項の次に次のように加える。

小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会	小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10 人以内
---	--	--------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

市長の附属機関として小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会を設置するため提案するものであります。